

大阪府と麒麟ビール株式会社、麒麟ビバレッジ株式会社、 協和発酵麒麟株式会社との包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、麒麟ビール株式会社（以下「乙」という。）、麒麟ビバレッジ株式会社（以下「丙」という。）及び協和発酵麒麟株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携強化を図ることで大阪府内の地域活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、府民サービスの向上及び府域の成長・発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙丙丁協議の上、前条の目的達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 1 地域活性化に関すること
 - 2 健康・医療に関すること
 - 3 府政のPRに関すること
 - 4 福祉・子育てに関すること
 - 5 防災・安全に関すること
 - 6 その他本協定の目的に沿うこと
- 2 甲、乙、丙及び丁は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙丙丁合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙又は丁のいずれから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲、乙、丙及び丁が本協定の継続に合意した場合は、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙丙丁が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

（旧協定の廃止）

第6条 平成29年4月19日に締結された「大阪府と麒麟ビール株式会社、麒麟ビバレッジ株式会社との包括連携に関する協定書」は、本協定の締結をもって、廃止する。

以上、この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年6月27日

甲：大阪府

代表者 大阪府知事

乙：大阪市北区大深町4番20号

麒麟ビール株式会社 近畿圏統括本部

執行役員 近畿圏統括本部長

丙：大阪市北区大深町4番20号

麒麟ビバレッジ株式会社 近畿圏地区本部

執行役員 近畿圏地区本部長

丁：大阪市北区堂島一丁目6番20号

協和発酵麒麟株式会社

大阪支店 支店長

変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）、麒麟ビール株式会社（以下「乙」という。）、麒麟ビバレッジ株式会社（以下「丙」という。）及び協和麒麟株式会社（以下「丁」という。）は、平成30年6月27日付で締結した「大阪府と麒麟ビール株式会社、麒麟ビバレッジ株式会社、協和発酵麒麟株式会社との包括連携に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（変更内容）

第1条 原協定第2条第1項各号を次のとおり改める。

- （1） 環境に関すること
- （2） 健康に関すること
- （3） 安全・安心に関すること
- （4） 子ども・教育に関すること
- （5） 福祉に関すること
- （6） その他本協定の目的に沿うこと

第2条 原協定第2条に次の1項を追加する。

- 3 甲、乙、丙及び丁は、具体的な実施事項について、有効期間の継続ごとに見直しを行い、甲乙丙丁合意の上決定する。

第3条 原協定第4条第1項を次のとおり改める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和11年3月31日までとする。なお、期間満了日までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかが書面をもってこの協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日からさらに3年間、同一の条件をもって自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

第4条 その他条項については、原協定のとおりとする。

（効力発生日）

第5条 本協定の効力は、本協定の締結日から発生するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：大阪府

大阪府知事

乙：大阪市北区大深町4番20号

麒麟ビール株式会社 近畿圏統括本部

執行役員 近畿圏統括本部長

丙：大阪市北区大深町4番20号

麒麟ビバレッジ株式会社 流通営業本部 近畿圏統括本部

執行役員 近畿圏統括本部長

丁：大阪市北区堂島一丁目6番20号

協和麒麟株式会社

関西支店 支店長